

明石市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）第48条第1項の規定に基づき、浄化槽の保守点検を業とする者について、登録制度を設けることにより、浄化槽によるし尿等の適正な処理を図り、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

(登録)

第2条 本市の区域内において、浄化槽の保守点検を行う事業（以下「浄化槽保守点検業」という。）を営もうとする者は、市長の登録を受けなければならない。

2 前項の登録の有効期間は、5年とする。

3 前項の有効期間の満了後引き続き浄化槽保守点検業を営もうとする者は、登録の有効期間満了の日前30日までに更新の登録を申請し、その登録を受けなければならない。

4 前項の規定による申請があった場合において、第2項の有効期間の満了の日までにその申請に対する登録又は登録の拒否の処分がなされないときは、従前の登録は、同項の有効期間の満了後もその処分がなされるまでの間は、なおその効力を有する。

5 前項の場合において、第3項の登録がなされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

(登録の申請)

第3条 前条第1項の登録を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、規則で定める事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、規則で定める書類を添付しなければならない。

(登録の実施等)

第4条 市長は、前条第1項の規定による申請書の提出があったときは、次条第1項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、遅滞なく、前条第1項の規則で定める事項並びに登録の年月日及び登録番号を浄化槽保守点検業者登録簿に登録しなければならない。

2 市長は、前項の登録をした場合においては、直ちにその旨を当該申請者に通知しなければならない。

3 何人も、市長に対し、第1項の登録を受けた者（以下「浄化槽保守点検業者」という。）に関する浄化槽保守点検業者登録簿の謄本の交付又は閲覧を請求することができる。

(登録の拒否)

第5条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当する者であるとき、又は第3条第1項の申請書若しくはその添付書類の重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

(1) 法若しくは法に基づく処分又はこの条例若しくはこの条例に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

(2) 第15条第2項の規定により登録を取り消された日から2年を経過しない者

(3) 浄化槽保守点検業者で法人であるものが第15条第2項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日以前30日以内にその浄化槽保守点検業者の代表者又は役員であった者でその処分のあった日から2年を経過しないもの

(4) 第15条第2項の規定により事業の全部又は一部の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者

(5) 浄化槽保守点検業者で法人であるものが第15条第2項の規定により事業の全部又は一部の停止を命ぜられた場合において、その命令のあった日以前30日以内にその浄化槽保守点検業者の代表者又は役員であった者でその停止の期間が経過しないもの

(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員その他規則で定める者でなくなった日から5年を経過しない者

(7) 浄化槽保守点検業に係る営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの

(8) 法人で、その代表者又は役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの

- (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団であるもの
(10) 第10条第1項から第3項までに規定する要件のいずれかを欠く者
- 2 市長は、前項の規定により登録を拒否したときは、その理由を示して、直ちにその旨を申請者に通知しなければならない。

(準用)

第6条 第2条第2項及び第3条から前条までの規定は、第2条第3項の登録について準用する。

(変更の届出等)

第7条 浄化槽保守点検業者は、第3条第1項の規則で定める事項又は同条第2項の規則で定める書類(市長が別に定めるものに限る。)の記載事項に変更があったときは、規則で定めるところにより、変更の日から30日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

- 2 第4条第1項及び第2項並びに第5条の規定は、前項の規定による届出があった場合に準用する。
(廃業等の届出)

第8条 浄化槽保守点検業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、当該各号に掲げる者は、30日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 死亡した場合 その相続人
 - (2) 法人が合併により消滅した場合 その役員であった者
 - (3) 法人が破産手続開始の決定を受けた場合 その役員又は破産管財人
 - (4) 法人が合併又は破産以外の事由により解散した場合 その清算人
 - (5) 浄化槽保守点検業を廃止した場合 浄化槽保守点検業者であった個人又は浄化槽保守点検業者であった法人の代表者若しくは役員
- 2 浄化槽保守点検業者が前項各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該浄化槽保守点検業者の登録は、その効力を失う。

(登録の抹消)

第9条 市長は、浄化槽保守点検業者の登録について第2条第2項(第6条において準用する場合を含む。)の有効期間が満了し、若しくは前条第2項の規定によりその効力を失ったとき又は第15条第2項の規定により浄化槽保守点検業者の登録を取り消したときは、浄化槽保守点検業者登録簿から当該浄化槽保守点検業者の登録を抹消しなければならない。

(営業所の設置等)

第10条 浄化槽保守点検業者は、規則で定めるところにより、営業所を設置しなければならない。

- 2 浄化槽保守点検業者は、営業所に次に掲げる要件のすべてに該当する浄化槽管理士を置かなければならない。ただし、第3号に掲げる要件については、保守点検を担当する浄化槽の基数が少ない等相当の理由がある場合は、この限りでない。

- (1) 営業所ごとに専任であること。
 - (2) 当該浄化槽保守点検業者の専属であること。
 - (3) 市内において専任であること。
- 3 浄化槽保守点検業者は、営業所に浄化槽の保守点検に必要な規則で定める器具を備えなければならない。
- 4 浄化槽保守点検業者は、前3項の規定に抵触する事実が生じたときは、その事実が生じた日から2週間以内にこれらの規定に適合させるために必要な措置をとらなければならない。

(業務の実施)

第11条 浄化槽保守点検業者は、浄化槽の保守点検を行うときは、これを浄化槽管理士に行わせ、又は実地に監督させなければならない。

- 2 浄化槽保守点検業者は、浄化槽の保守点検を行った場合において、当該浄化槽の清掃が必要であると認められたときは、速やかに当該浄化槽管理者(法第7条第1項に規定する浄化槽管理者をいう。以下同じ。)又は当該浄化槽管理者から委託を受けた浄化槽清掃業者に通知しなければならない。

- 3 浄化槽保守点検業者は、浄化槽の保守点検の委託を受けた浄化槽管理者が法第7条第1項及び法第11条第1項に規定する水質に関する検査をこれらの項に定める期間内に受けていないときは、当該浄化槽管理者に当該検査を受けさせるよう努めなければならない。

(浄化槽管理士証の携帯等)

第12条 浄化槽保守点検業者は、浄化槽管理士にその職務を行わせるときは、規則で定める浄化槽管

理士証を携帯させなければならない。

2 浄化槽保守点検業者は、規則で定めるところにより、浄化槽管理士に、浄化槽の保守点検の業務に関する講習会を受けさせなければならない。

(標識の掲示)

第13条 浄化槽保守点検業者は、規則で定めるところにより、営業所ごとに、その見やすい場所に、規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

(帳簿の備付け等)

第14条 浄化槽保守点検業者は、規則で定めるところにより、営業所ごとに帳簿を備え、その業務に関し規則で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(登録の取消し等)

第15条 市長は、浄化槽の保守点検について、生活環境の保全及び公衆衛生上必要があると認めるときは、当該浄化槽保守点検業者に対し、必要な指示をすることができる。

2 市長は、浄化槽保守点検業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(1) 不正の手段により第2条第1項又は第3項の登録を受けたとき。

(2) 第5条第1項第1号、第3号又は第5号から第10号までのいずれかに該当することとなったとき。

(3) 第7条第1項の規定による届出(第3条第1項の規則で定める事項に関する届出に限る。以下この号において「届出」という。)をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

(4) 正当な理由なく、前項の指示に従わないとき。

3 前項の規定による登録の取消しに係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

4 市長は、第2項の規定により浄化槽保守点検業者に事業の全部又は一部の停止を命じたときは、浄化槽保守点検業者登録簿にその旨を記載しなければならない。

5 第5条第2項の規定は、第2項の規定による処分をした場合に準用する。

(報告徴収、立入検査等)

第16条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、浄化槽保守点検業者に、その業務に関して報告をさせることができる。

2 市長は、この条例を施行するため特に必要があると認めるときは、その職員に、浄化槽保守点検業者の営業所その他の業務を行う場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 前項の場合には、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4 第2項の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第18条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する。

(1) 第2条第1項又は第3項の登録を受けずに浄化槽保守点検業を営んだ者

(2) 不正の手段により第2条第1項又は第3項の登録を受けた者

(3) 第15条第2項の規定による停止命令に違反した者

第19条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の罰金に処する。

(1) 第10条第4項の規定に違反して必要な措置をとらなかった者

(2) 第11条第1項の規定に違反して浄化槽の保守点検を行った者

(3) 第14条の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者

(4) 第16条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(5) 第16条第2項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

(両罰規定)

第20条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業

務に関し、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年兵庫県条例第11号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。